

平成28年

第1回市議会定例会 議案第39号

職員の休日および休暇に関する条例の一部改正について
職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例
職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条を次のように改める。

（病気療養休暇）

第6条 病気療養休暇は、職員が公務によらない負傷または疾病のため療養する必要があるが、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えることができる。

2 病気療養休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、連続して90日を超えることはできない。

3 前項ただし書の規定の適用については、連続する8日以上期間の病気療養休暇を使用した職員が、当該病気療養休暇の期間の末日の翌日から、当該病気療養休暇の期間の末日の属する年度の末日までの間に、再度の病気療養休暇を使用したときは、当該再度の病気療養休暇の期間と直前の病気療養休暇の期間は連続しているものとみなす。ただし、負傷または疾病の状況等により、連続しているものとみなすことが適当でないと任命権者が認めるときは、この限りでない。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に使用した病氣療養休暇について適用する。

(提案理由)

職員が同一年度内に複数回の病氣療養休暇を使用した場合に休暇の期間を通算する制度を設ける等の病氣療養休暇の見直しを行い、および地方公務員法の一部改正に伴い規定を整備するため